

水害・土砂災害対策の充実・強化に向けた取組について

1 概要

近年多発する風水害への備えに対し、一層の強化を図ることを目的に、新たな避難先の確保や情報発信の充実に向けた取組等を行う。

2 取組内容

(1) 水害時・土砂災害時避難所の変更

水害時・土砂災害時の避難所に指定されている指ヶ谷小学校は、校庭の大部分が土砂災害警戒区域となっているため、指定を解除し、誠之小学校及び第一中学校を新たに指定に加える。

(2) 垂直避難場所の増設等

令和 2 年 10 月に神田川沿いの区有施設をはじめ、事業者やマンションの協力の下、垂直避難場所を 6 か所設置したが、風水害時の避難先の更なる体制整備に向けて、増設及び備蓄物資（飲料水、非常食等）の充実を図る。

(3) 新たな情報伝達手段の周知

災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、令和 3 年 3 月から運用を開始した「防災情報一斉通知アプリ」の周知を一層強化する。（令和 3 年 4 月 16 日現在、登録者数 955 人）

(4) 水害ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等の全戸配付

全ての区民に、水害・土砂災害の危険性や防災対策に関する情報を理解いただくため、水害・土砂災害ハザードマップや防災地図、防災対策パンフレット等を、令和 3 年 9 月末までに全戸配付する。

(5) 警戒レベルの変更

現行の警戒レベルについては、災害対策基本法の一部改正により変更が予定されている。警戒レベルが変更になった際は、国や都の動向を踏まえ、速やかに周知を行う。

警戒 Lv	現在		新
5	災害発生情報		緊急安全確保
4	避難指示（緊急）、避難勧告		避難指示
3	避難準備・高齢者等避難開始		高齢者等避難
1～2	大雨・洪水・高潮注意報等		変更なし

3 今後のスケジュール

- 令和 3 年 5 月 災害対策調査特別委員会報告
- 6 月 垂直避難場所の増設
- 9 月 水害ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等の全戸配付
- 水害時・土砂災害時避難所の変更